

奈良県告示第四百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 奈良大和郡山斑鳩線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	備 考
9	大和郡山市池之内町五八番三先から 大和郡山市池之内町五〇番先まで	

四 供用開始年月日

令和七年三月二十八日